

随時監理

令和 8 年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟改修監理業務

徳島県県土整備部営繕課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、業務対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟改修監理業務
- (2) 委託業務箇所 吉野川市川島町桑村
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事
本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	契約締結日の翌日から 令和10年 1 月10日まで	約637, 269千円	
R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟改修工事電気	契約締結日の翌日から 令和10年 1 月10日まで		
R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟改修工事空調（企育）	契約締結日の翌日から 令和10年 1 月10日まで		
R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟外部改修工事	契約締結日の翌日から 令和 9 年 6 月10日まで		
R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟屋上改修工事	契約締結日の翌日から 令和 9 年 6 月10日まで		

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事受注者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システムRIBC2データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する2以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査、部分払い検査、中間検査及び部分使用に係る検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 現場定例会議及び県監督員との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上 ただし、上記(1)以外の者とする。）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

- (1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。
- (2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。
なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。
- (3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。
- (4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。
なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

- (6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものし、様式については甲の指示によるものとする。
- ※ 休日等とは、土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日のことをいう。
- ア 契約締結後14日（休日等を除く）以内
- ・業務計画書
- イ 各月末（翌月の10日までに提出）
- ・工事監理状況報告書
- ウ 部分引渡し時
- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
 - ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿
- エ 完了時
- ・委託業務完了報告書
 - ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿
- オ 随時
- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
 - ・議事録
 - ・その他必要な書類

6 貸与品

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用するすることができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うにあたり必要な資料は、発注者から貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当者に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (6) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

7 その他

- (1) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (2) 工事の出来高については、令和8年度：約50%、令和9年度：約50%である。
- (3) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う。）
- (4) 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

別表

工事監理業務一覧表

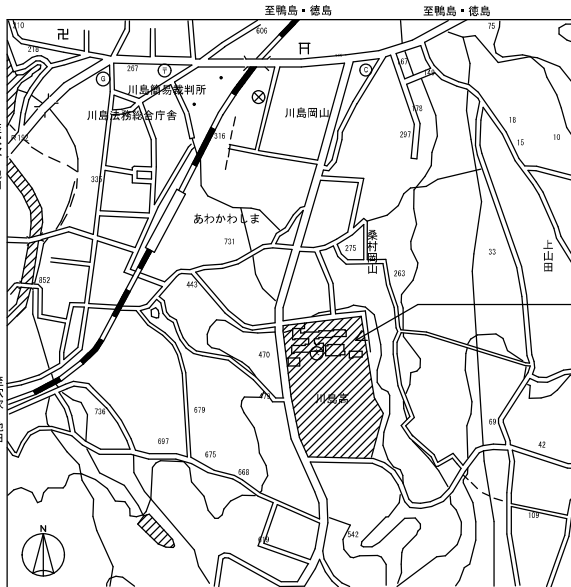
業務事項 処理区分	業務担当技術者								県監督員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1 書類関係														
工事工程表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技術者 等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施工管理技術者				○				○			○			
技術者台帳											○		○	県へ直接
電気保安技術者				○				○			△			
工事前電力設備保安責任者				○				○			△			
技能資格者証明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施工体系図				○			△	○			○		△	
施工体制台帳				○			△	○			○		△	
再下請負通知書				○			△	○			○		△	
工事実績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官公署竣工検査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察署、 保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工事施工報告書				○				○			○		○	
工事報告(進達・質疑)書								○			○		○	
火災保険等				○				○			○		○	火災保険、建設工事保険
事故報告書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材料品検収願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真・その他				○				○			○		○	保全に関する資料
2 準備														
工事予定表				○				○		○				
実施工程表		△	○					○		○				
総合施工計画書		△	○					○		○				
施工見本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
施工図		△	○					○		△				
工種別施工計画書		△	○					○		○				
3 材料														
配合計画書		△	○					○		○				
機器製作図(機材承認図)		△	○					○		○				
同等品使用願				○			○	○			○		○	
材料品検収願		△	○		○			○		○				
材料・製品検査(試験)、 工場検査	△	△		○	△			○	△		△	△		

処理区分 業務事項	業務担当技術者								県監督員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
4 安全関係														
支障物件確認書	○			○				○	△		○			支障物件確認書
	県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮囲い等	○			○				○	△		△			安全再確認シート
墜落防止チェックシート				○				○			△			
足場	○			○				○	△		○			足場チェックリスト
	県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
5 施工														
一工程の施工確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		一工程毎
工法提案						○		○			○			
墨出検査	△				○			○	△		△			
文化財発見	○			○				○	△		△			
根切り完了	△				○			○	△		△			
発生材処理	△			○				○	△		△			
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施設管理者と各工事との調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設備機能試験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査、中間検査	○				○			○	○			○	○	
部分使用に係る検査	△				△			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

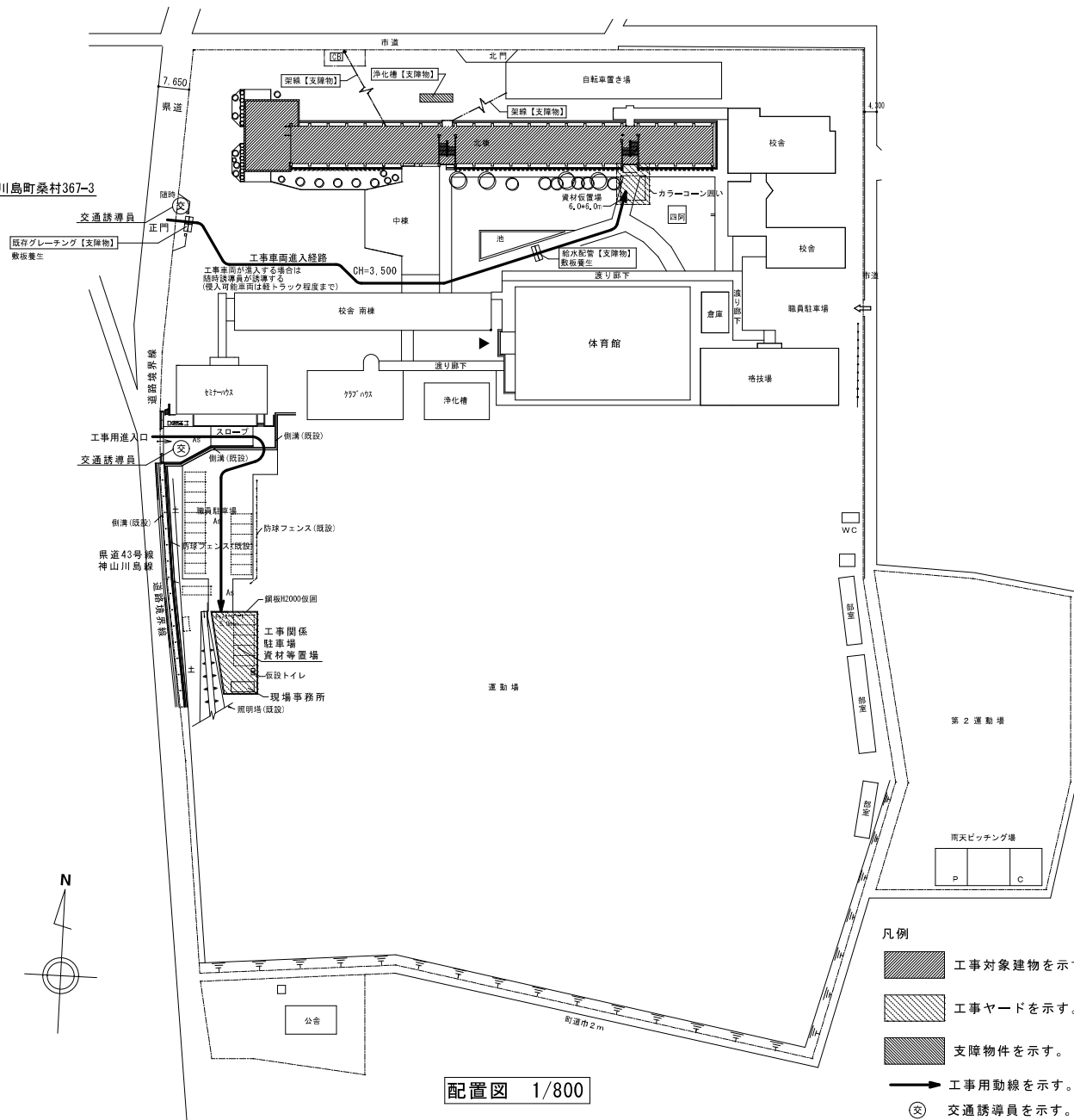
(注)：「立会」等の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による。

対象工事により必要となる業務事項を適用する。



附近見取図

工事場所
川島高等学校：吉野川市川島町桑村367-3



配置図 1/800

【特記事項】

※ 工事車両・資材置き場等の位置は、現場監督員、建物管理者、工事業者の3者で協議の上決定することとする。

※ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

※ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

※ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

※ 中庭通行時搬出入は、台車を使用となる

凡例

- 工事対象建物を示す。
- 工事ヤードを示す。
- 支障物件を示す。
- 工事用動線を示す。
- 交通誘導員を示す。

徳島県土木整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島

北棟内部改修工事建築

●図面番号 A-01

●縮尺 A2=1/800

A3=71%

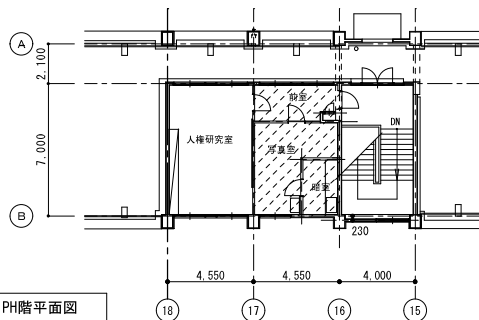
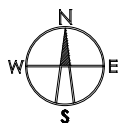
●図面名 付近見取図・配置図・支障物件図

株式会社 宮建築設計

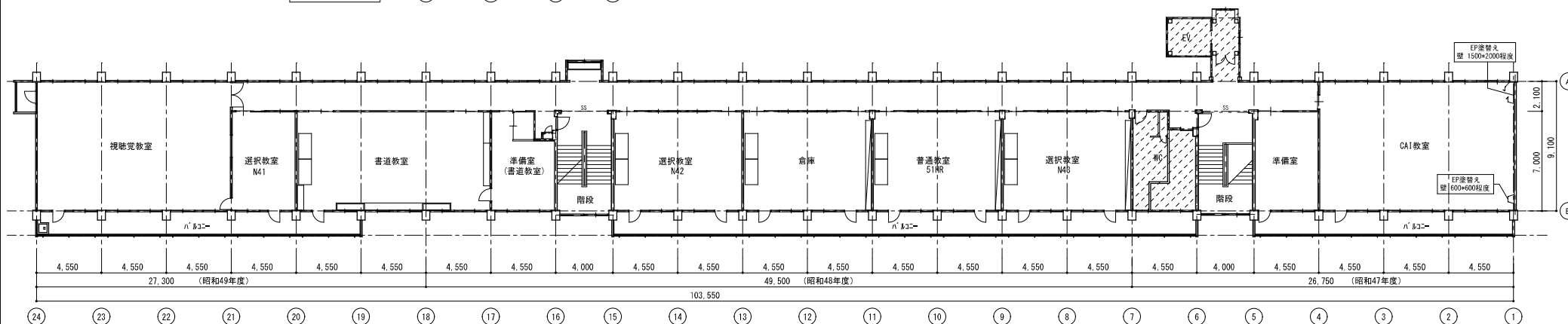
管理建築士 1級333707号 清水 康代

1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号

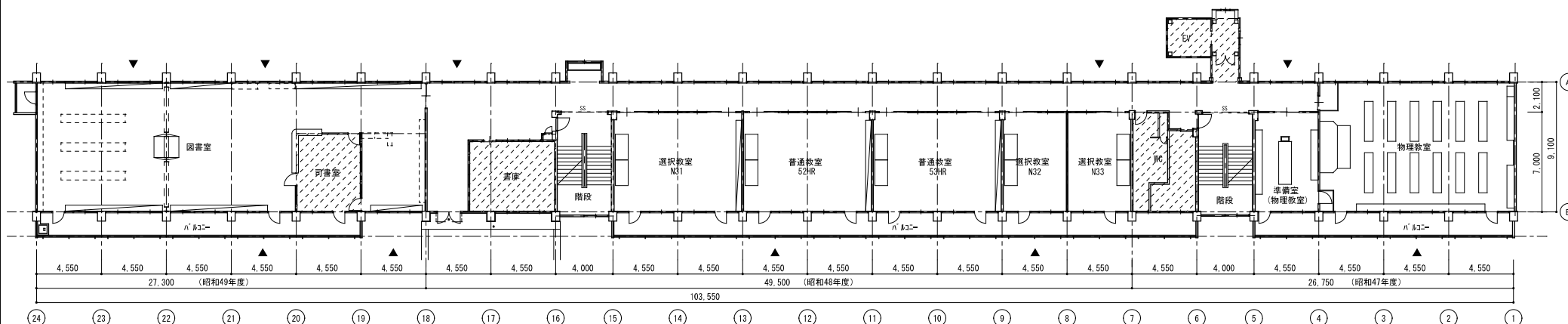
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5565(代)



PH階平面図



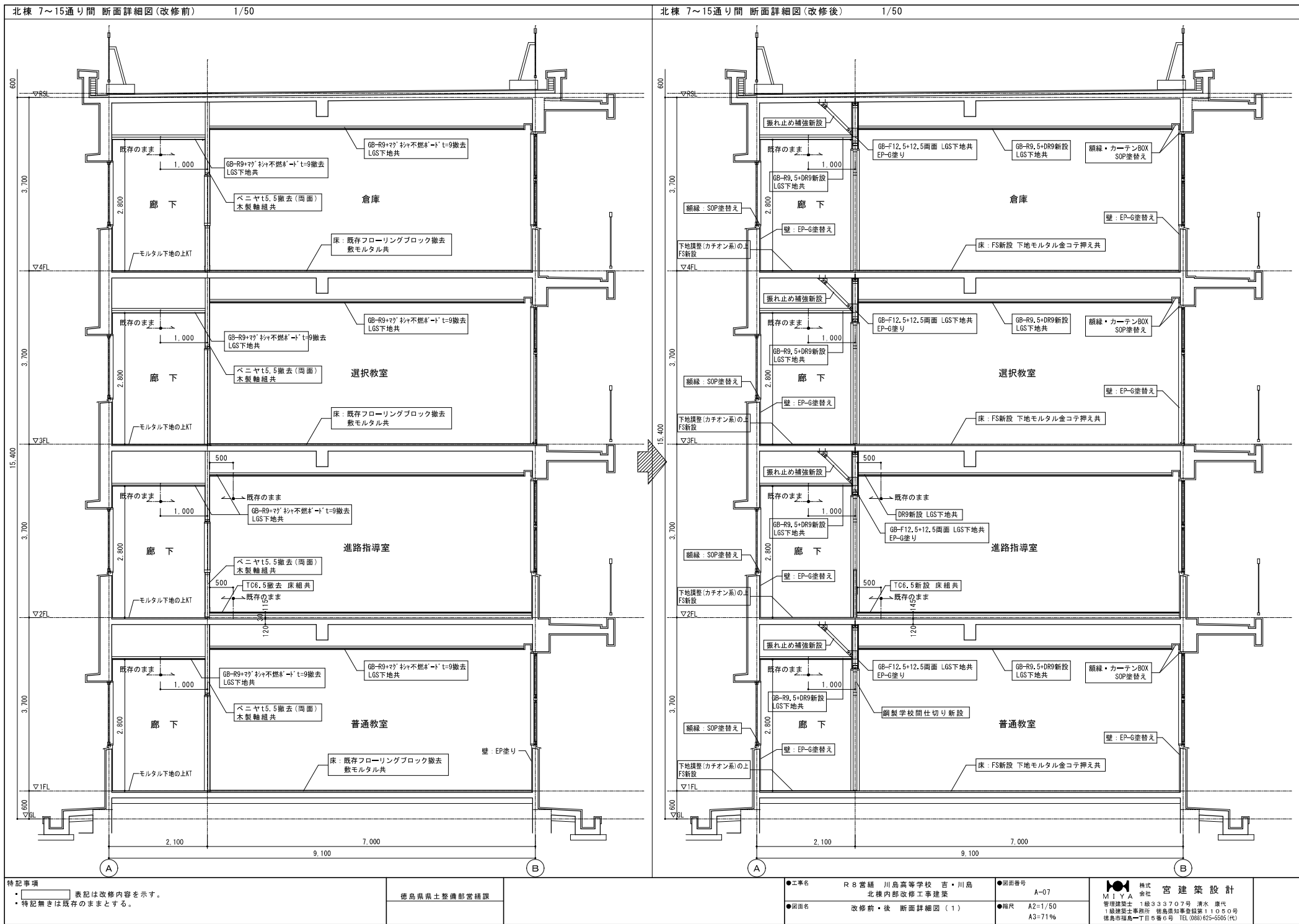
4階平面図

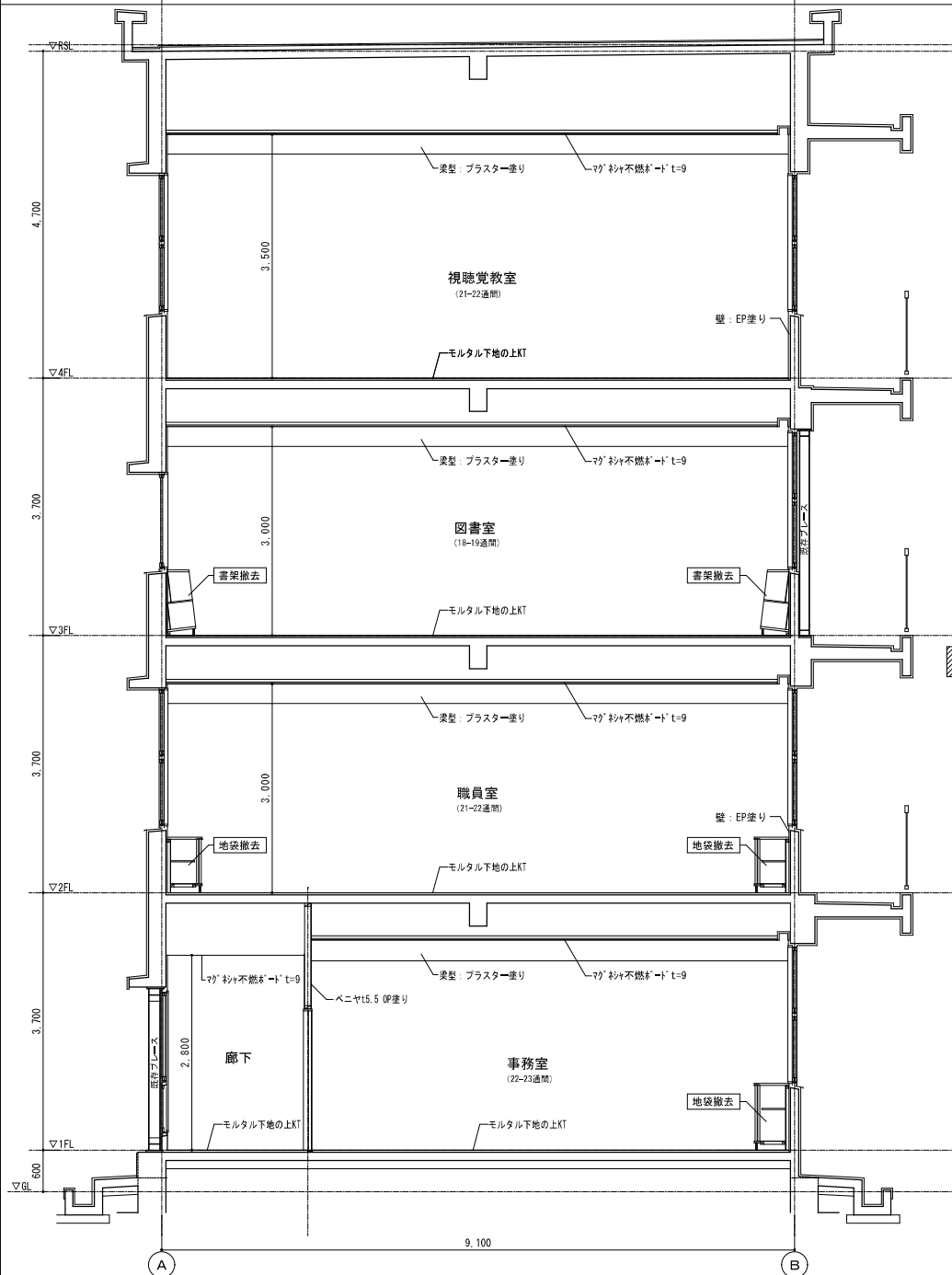


3階平面図

▼: プレース位置を示す

特記 工事対象外範囲を示す 徳島県県土整備部営繕課			●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築 ●図面名 現況 3・4・PH階平面図 ●頭庫番号 A-06 ●階R A2=1/200 A3=71%	株式会社 宮建築設計 M I Y A 株式会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5565(代)
--	--	--	--	---

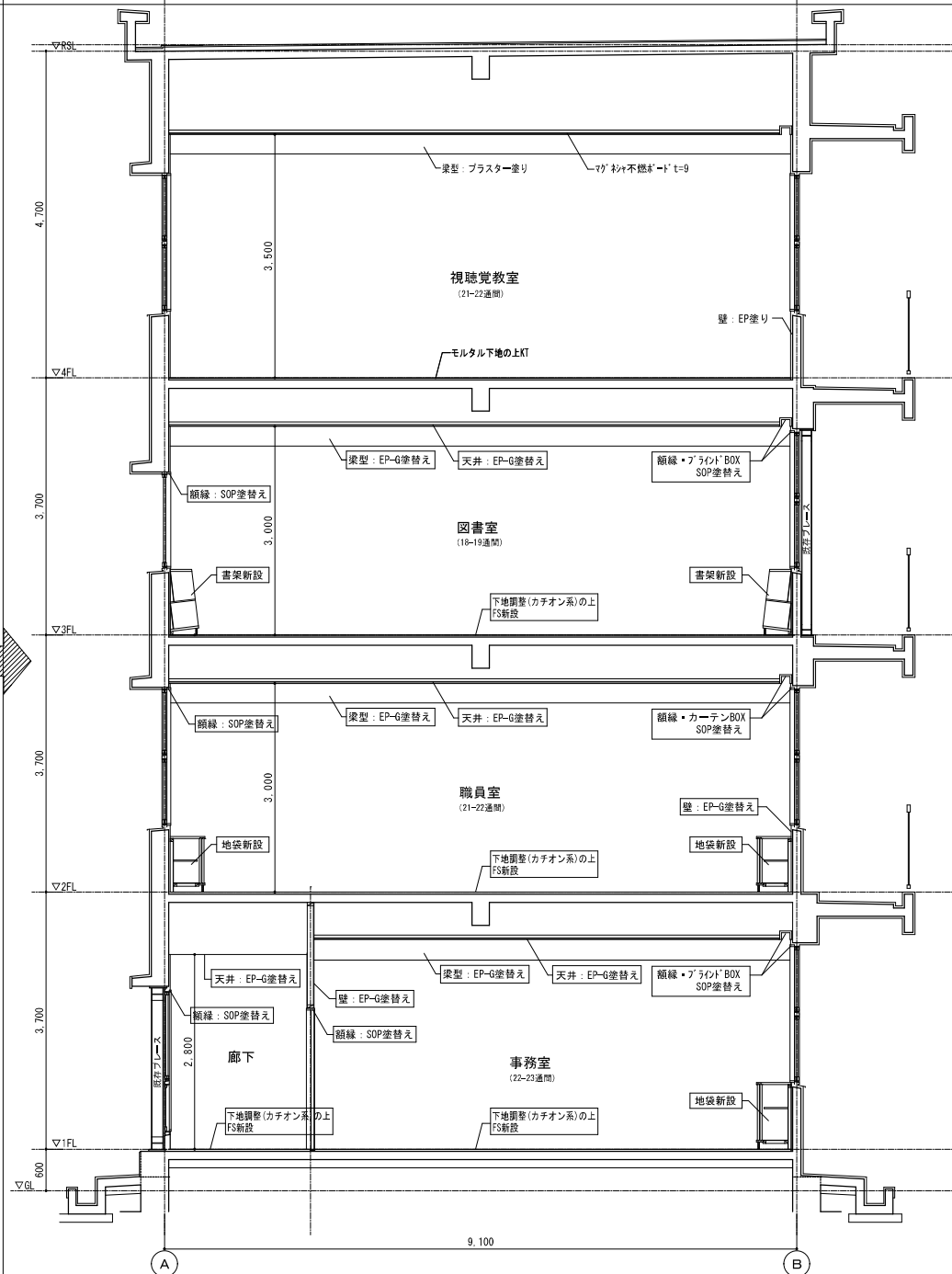




特記事項

- ・ 表記は改修内容を示す。
- ・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県県土整備部営繕課



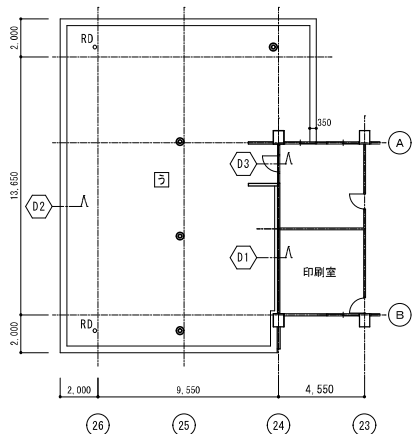
●工事名	R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築
------	----------------------------------

● 図面名 改修前・後 断面詳細図 (2)

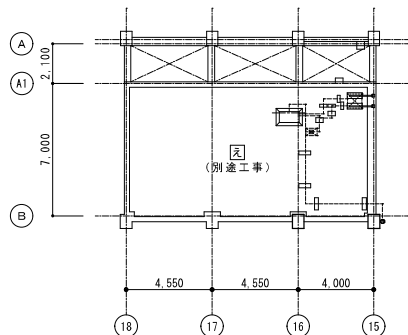
● 図面番号

	A-08
●縮尺	A2=1/50 A3=71%

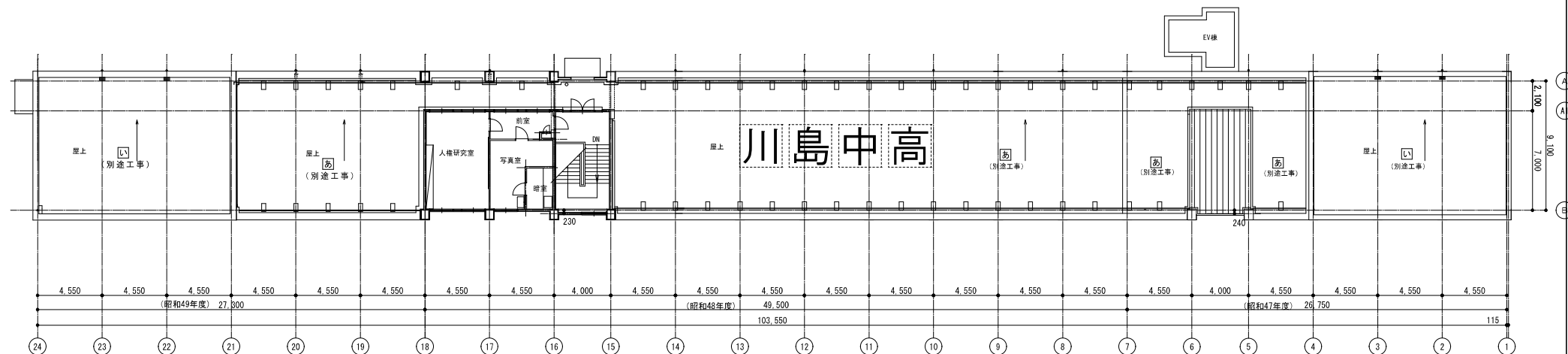
MIYA 株式会社 宮 建築設計
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



北棟 2階屋根伏図 S=1/200



PHR伏図 1/200



R階・PH階平面図 1/200

凡例
D1: 詳細図番号を示す。(詳細はA-14図による)

●: 脱気装置を示す。

屋上防水・屋根改修共通事項

符号	改修前	改修後
㊦ (R階 4-21通)	均しモルタル+アスファルト防水+軽量コンクリート60+シート防水	(S3S工法) 既存シート防水撤去、押えコン下地調整の上、シート防水(S-M2)新設
㊧ (R階 1-4通) (R階 21-24通)	均しモルタル+アスファルト露出防水+改質アスファルトシート防水	(M4AS工法) 既存改質アスファルトシート防水の上、改質アスファルトシート防水(AS-T2)新設
㊨ (2階 23-26通)	均しモルタル+アスファルト防水+軽量コンクリート60+シート防水	(S4S工法) 既存シート防水の上、シート防水(S-M2)新設
㊩ (PH階)	ウレタン塗膜防水X-2	(L4X工法) 既存塗膜防水の上、塗膜防水(X-2)新設

※ ㊦ ㊧ ㊨ は別途防水改修工事範囲

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟外部改修工事

●図面名

屋根伏図

●図面番号

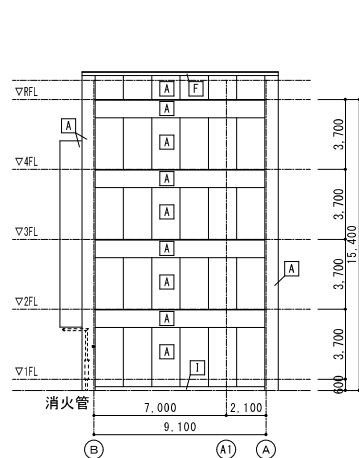
A-04

●縮尺

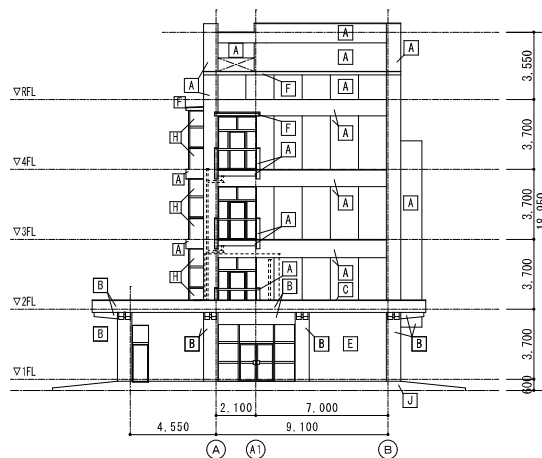
A2=1/200

A3=71%

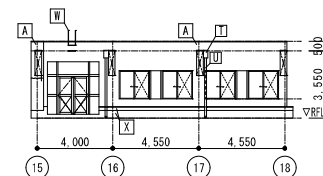
株式会社 宮建築設計
M I Y A 株式会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



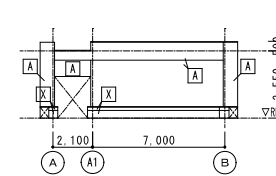
北棟 東立面図 1/200



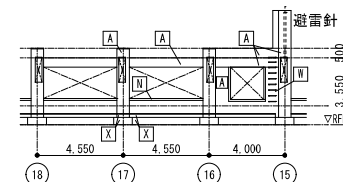
北棟 西立面図 1/200



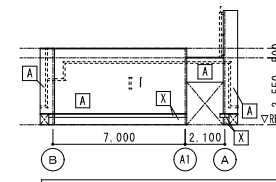
北棟 PH階A1通り北立面図 1/200



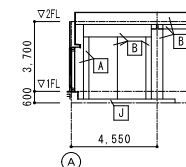
北棟 PH階東立面図 1/200



北棟 PH階A1通り南立面図 1/200



北棟 PH階西立面図 1/200



北棟 玄関東立面図 1/200

凡例

- : 建具アルミパネル部を示す
- : 設備配線・配管
- : 空中側に曲がる設備配線・配管
- : 設備配管
- : 空調室外機
- ⊗: 窓付換気扇
- : 外壁目地

仕 上 げ 凡 例					
符号	改修前仕上	改修後仕上	符号	改修前仕上	改修後仕上
[A]	M剛毛引きアクリル系 リシン吹付	サンダー工法、下地調整0-1(カチオン系) の上、外装薄塗材E	[M]	養生管：ガス管125A OP	下地調整の上、DP塗り
[B]	M剛毛引き吹付タイル	水洗い工法	[N]	手摺(屋上)：鋼管+OP	既存撤去、新設(別途工事)
[C]	笠木天端：塗膜防水	下地処理の上、塗膜防水(X-2)	[O]	手摺(バルコニー)：鋼管+OP	下地調整の上、DP塗り
[D]	小口窓変形貼	劣化部補修の上、水洗い工法 ハイリッドアクリルウレタン系タイル張り仕上げ(別途改修工事)	[P]	鉄製庇+塗装	既存庇撤去の上、アルミ庇新設
[E]	青石乱貼	水洗い工法	[Q]	換気パイプ：塩ビ50φVP	下地調整の上、DP塗り
[F]	庇：防水M金コテ	水洗い工法の上、塗膜防水(X-2)	[R]	深型フード	既存のまま
[G]	ALC 1100+リシン吹付	サンダー工法、下地調整0-1(カチオン系) の上、外装薄塗材E	[S]	ストープ穴	スリーブキャップ塞ぎ(設備工事)
[H]	アルミパネル	水洗い工法	[T]	塩ビ角樹	下地調整の上、DP塗り
[I]	巾木：M金コテ	水洗い工法の上、外装薄塗材E	[U]	壁種：カラーVP100φ	下地調整の上、DP塗り
[J]	犬走：防水M金コテ	水洗い工法	[V]	鋼板巻きPL12 梁補強部：PL-16	下地調整の上、DP塗り
[K]	鉄骨ブレース	下地調整の上、DP塗り	[W]	鉄製タラップ+塗装	下地調整の上、DP塗り
[L]	壁種：塩ビ管100φOP	下地調整の上、DP塗り	[X]	シート防水	既存シート防水撤去、下地調整の上 シート防水S-42新設(別途防水改修工事範囲)

劣化状況凡例

- : ひび割れを示す
- ▨: 鉄筋腐蝕・欠損範囲を示す
- ▩: 塗装剥離範囲を示す(足場を要しない調査範囲内)

凡例

工事対象範囲外

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟外部改修工事

●図面番号 A-07
A2=1/200
A3=71%

●図面名 立面図 (3)

株式会社 宮建築設計
M I Y A 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)